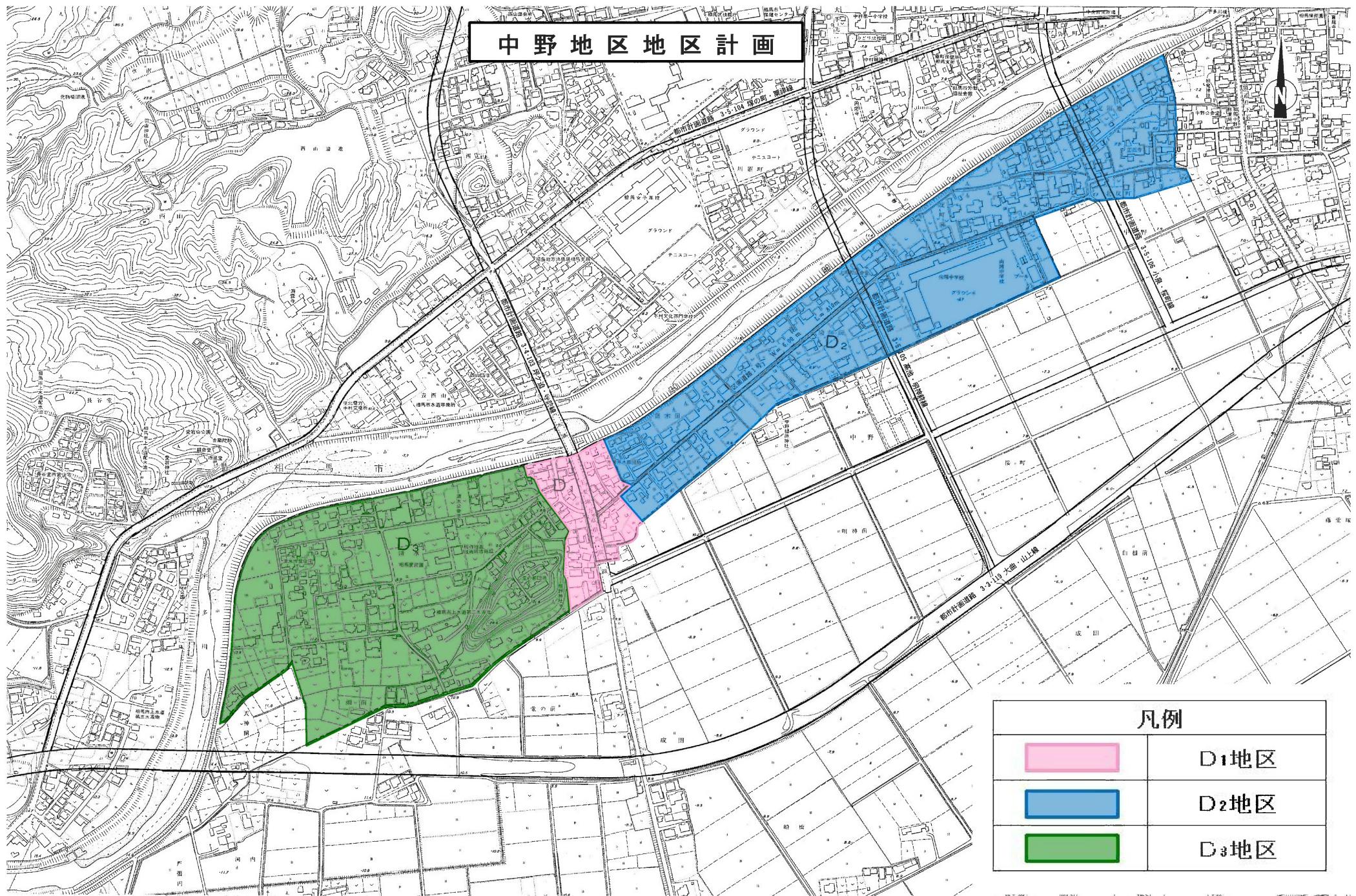


中野地区地区計画



凡例

	D ₁ 地区
	D ₂ 地区
	D ₃ 地区

都市計画中野地区地区計画を次のように決定する

名 称	中野地区地区計画			
位 置	相馬市中野字清水・字黒木田及び字染師前の各字の全部、 相馬市中野字畠ノ前・堂ノ前・明神前・桜町・北川原・北反町及び 今田字天神前の各字の一部			
面 積	約 31.7ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、相馬駅から南西約 1.5km の位置する、宇多川南岸の既成市街地であり、今後この地区的南側に国道 115 号相馬バイパスの整備に伴い、交通利便性の向上により、市街化の発展が一層見込まれる地区である。 そこで本地区計画は、住宅地として土地の高度利用を図る一方、住居環境の保護を目標とする。	
	土地利用の方針		地区全体として住宅地にふさわしい土地利用を図っていく。生活利便地区においては、主として住環境の保護を図りつつ、ある程度必要な利便施設の立地も促す。 住宅地区においては、道路の整備や建築物の規制誘導により、環境悪化の防止を図り、良好な住環境を兼ねた低中層住宅地の形成される地区とする。	
	地区施設の整備方針		当地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るために、生活道路・細街区の整備に努める。	
	建築物等の整備の方針		住宅地区においては、良好な住宅地にふさわしい土地利用を図るために第一種低層住居専用地域と同等の規制を行う。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路 区画道路 1 号 幅員 6.0m 延長 約 810m	
	建築物等に関する事項	区分の名称	生活利便施設地区(D ₁) 住宅地区 (D ₂ 、 D ₃)	
		区分の面積	約 2.2ha 約 29.5ha	
建築物等の用途の制限			建築基準法別表第二(い)項に掲げる建物以外の建築物は建築してはならない。	
備 考		—		

※参考 建築基準法別表第二(い)項第 1 号

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
-----	----------------------------	---